愛知県ペタンク連盟規約

第１章　総則

（名称）
第１条　本会は、愛知県ペタンク連盟という。
（事務所）
第２条　本会の事務所は、愛知県内に置く。

第２章　目的と事業

（目的）
第３条　本会は、スポーツマン精神をもってペタンクに親しみ、技術の向上と健康の増進、会員相互の親睦を図るとともに「日本ペタンク・ブール連盟　競技規則」に則ったペタンクの普及と発展に寄与することを目的とする。
（事業）
第４条　本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
（１）ペタンクに関する知識と技術の普及活動
（２）ペタンクの指導員、審判員養成のための認定講習会の開催支援
（３）ペタンクの各種技術習得のための研修会及び練習会の開催
（４）本会地域内における親善・懇親大会及び競技大会の開催
（５）市町等地域ペタンク団体の育成
（６）広報（ホームページ等）活動
（７）日本ペタンク・ブール連盟及びその加盟団体の開催する各種大会の情報提供
（８）ペタンク用品の斡旋
（９）その他本会の目的を達成するために必要な諸事業

第３章　組織の構成

（組織）
第５条　本会は、第３条の目的を達成するため、日本ペタンク・ブール連盟に加盟するものとする。
２　本会は、別に定める愛知県ペタンク連盟会員会費規程（以下「会員会費規程」という。）による会員により組織される。
３　本会に市町村などを代表するペタンク協会等を加盟団体として置くことができる。
４　本会に市町村などを代表して活動するペタンク愛好家による同好会であって、理事会で認めた団体を準加盟団体として置くことができる。

第４章　会員

（会員構成）
第６条　本会の会員は、次のとおりとする。
（１）加盟団体及び準加盟団体に所属する者
（２）個人の資格で入会する者
（会員の登録）
第７条　本会の会員になろうとする者は、所定の登録申込書を愛知県ペタンク連盟会長（以下「会長」という。）に提出し承認を受けなければならない。
（年会費等の納入、返還）
第８条　会員は、「会員会費規程」に定める、年会費等を納入しなければならない。
２　既納の年会費等は相当の理由がなければ返還しない。

（資格の喪失）
第９条　会員は、次の事由によって資格を喪失する。
（１）退会したとき
（２）死亡したとき
（３）除名されたとき
（４）本会が解散したとき
（５）正当な事由なく会費を１年以上滞納したとき
（退会等）
第１０条　会員が退会しようとするときは、理由を付して所定の退会届を会長に提出しなければならない。
（除名）
第１１条　会員が次の事項に該当するときは、理事会の議決等を経て会長が除名することができる。ただし、この処分については、総会にて報告しなければならない。
（１）本会の名誉を傷つけ、又は本会の目的に違反する行為があったとき
（２）本会の会員としての義務に違反したとき

第５章　役員等

（役員）
第１２条　本会に次の役員を置くことができる。
（１）会長　　１名
（２）副会長　　若干名
（３）理事長　　１名
（４）副理事長　　若干名
（５）理事（会計）　　１名
（６）理事　　若干名
（７）監事　　２名
（役員の選任）
第１３条　会長、副会長、理事及び監事は、理事会で選任し、総会において承認を得なければならない。
２　理事長及び副理事長は、理事の互選により選任する。
（役員の任務）
第１４条　会長は、本会を代表し、会務を統括する。
２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは代行する。
３　理事長は、理事を代表して、本会の業務の執行にあたる。
４　副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、又は欠けたときはあらかじめ理事長が定めた順序により、その業務を代行する。
５　理事は、理事会を組織し、本会の業務の執行にあたる。
６　理事（会計）は、本会の会計事務、及び財産の管理にあたる。
７　監事は、本会の財務会計を監査する。
（役員の任期）
第１５条　役員の任期は、１年とし、再任を妨げない。
２　役員が欠けた場合における後任の役員の任期は、前任者の残任期間とする。
３　役員は、その任期満了後においても、後任者が就任するまではその職務を行う。
（役員の解任）
第１６条　役員が次の一つに該当するときは、理事の３分の２以上の議決に基づいて解任することができる。
（１）心身の故障のため、職務の執行に耐えられないと認められとき

（２）職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められたとき
（名誉会長、顧問及び参与）
第１７条　本会に、名誉会長、顧問及び参与を置くことができる。
２　名誉会長は、本会に特別の功労があった者に理事会の承認を得て会長が委嘱する。
３　顧問及び参与は、それぞれ若干名とし、本会に功労のあった者のうちから理事会の承認を得て会長が委嘱する。
４　名誉会長、顧問及び参与は、本会の運営に関して、理事会の求めに応じて意見を述べることができる。

第６章　会議及び運営

（機関）
第１８条　本会に次の機関を置く。
（１）総会
（２）理事会
（総会）
第１９条　総会は、本会の最高議決機関とする。
２　総会は、理事会の議決に基づき会長が招集する。
３　総会は、通常毎年１回５月末までに開催する。
４　総会は、会員の２分の１以上の出席がなければ開くことができない。ただし、委任状による出席を認める。
５　総会の議長は、会長が努める。
６　総会による議決は、出席会員の過半数の同意による。
（総会の審議事項）
第２０条　総会は、次の事項を審議決定する。
（１）事業報告及び収支決算
（２）規約の改正
（３）事業計画及び収支予算案
（４）役員の承認
（５）その他本会の業務に関する重要事項で理事会において必要と認める事項
（理事会）
第２１条　理事会は、本会の執行機関とする。
２　理事会は、理事長が招集し、議長となる。
３　会長及び副会長は、理事会に出席する責を負う。
４　理事の３分の１以上から請求されたときは、理事長は理事会を招集しなければならない。
（理事会の審議事項）
第２２条　理事会は、次の事項を審議決定する。
（１）総会に付すべき事項
（２）その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
（理事会の役割）
第２３条　理事会は、事業及び業務の執行に必要な事項の審議決定を行う。
２　理事会は理事の担当事業及び業務の実績報告をすると共に、次年度の計画を立案し報告する。
３　理事会は、必要に応じて事業及び業務の推進を確実にするために部会を設置することができる。

第７章　財産管理

（財産の内容）
第２４条　本会の財産は、次のとおりとする。
（１）本会の保有する現金、預貯金等の流動資産

（２）本会の財産目録に記載された機器、設備及び備品等の財産
（３）本会の財産とすることを指定して寄付された金品
（４）本会の財産目録に記載すべき旨理事会で議決された金品

（財産の管理）

第２５条　本会の財産は、理事（会計）が管理する。現金については、理事会の議決を経て安全確実な方法で管理する。

（財産の処分の制限）

第２６条　本会の財産は、譲渡し、貸付し、交換し、担保に供し、又は本会の運営経費に繰り入れてはならない。

ただし、本会の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会及び総会の議決を経て、その一部に限りこれらの処分をすることができる。

第８章　会計

（収入）

第２７条　本会の収入は、次のとおりとする。
（１）年会費等
（２）助成金及び寄付金
（３）事業に伴う収入
（４）その他雑収入

２　特別な費用を必要とするときは、理事会の議決を経て、臨時会費を徴収することができる。

（年会費等）

第２８条　本会の年会費等は、「会員会費規程」による。

（年会費等の納入期日）

第２９条　年会費等の納入は、毎年別に定める日までに完了するものとする。

（寄付金等）

第３０条　本会の目的に賛同して、事業援助のため寄付金等の申し出があった時は、会長の許可を得て受納するものとする。

（会計年度）

第３１条　本会の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日をもって終わる。

（暫定予算）

第３２条　やむを得ない事由によって、当該年度の収支予算が成立しない時は、会長は理事会の議決を経て、当該予算の成立するまで必要最小限度の収入支出を命ずることができる。

２　前項の収入支出は、その後に成立した当該予算の収入支出とみなす。

（収支決算）

第３３条　本会の収支決算は、理事（会計）が作成し、監事の監査を経て、総会に報告し、承認を得なければならない。

第９章　助成及び表彰

（団体の育成）

第３４条　本会は、県内各地域のペタンク団体の育成、発展等を支援するため、加盟団体及び準加盟団体に対し、予算の範囲内において助成金を交付することができる。

（選手の激励、表彰）

第３５条　本会は、予選会等を経て全国大会並びに世界大会に出場する会員に、予算の範囲内において激励することができる。

２　本会は、会員が出場した前号の大会において、優勝等した場合には、予算の範囲内において表彰するものとする。

第１０章　会員の義務

（会員の義務）

第３６条　本会の会員は、本規約を遵守する義務を負う。

２　本会の会員は、常に競技のマナーを重んじ、かつスポーツマンシップを発揮するよう努めなければならない。

第１１章　規約の改廃

（規約の改廃）

第３７条　本規約を改廃しようとするときは、総会出席者の３分の２以上の賛同を得て決定しなければならない。

第１２章　雑則

（雑則）

第３８条　この規約に定めのない事項は、理事会において定め、会長の承認を得るものとする。

（附　則）

この規約は、平成１２年3月２６日より施行する。

（附　則）

この規約は、平成１６年5月９日より施行する。

（附　則）

この規約は、平成１８年5月２１日より施行する。

（附　則）

この規約は、平成２０年4月２７日より施行する。

（附　則）

この規約は、平成２３年4月２４日より施行する。

（附　則）

この規約は、平成２８年4月２４日より施行する。

（附　則）

この規約は、平成３１年4月２１日より施行する。

愛知県ペタンク連盟会員会費規程

（目的）

第１条　この規程は、愛知県ペタンク連盟（以下「県連盟」という。）規約第５条、第８条、第２７条、第２８条及び第２９条により、入退会及び会費等に関して必要な事項を定め、事業活動等の費用に充てるための収入を確保することを目的とする。

（入会の手続き）

第２条　本会に入会しようとするものは、県連盟規約第７条により登録申込みし、同規約第８条の年会費等を納入するものとする。

２　前号の年会費等を納入したもの（以下「会員」という。）の区分は次のとおりとする。

（１）一般会員

（２）ジュニア会員

（３）県友会員

(年会費等)

第３条　本会の会員の年会費等は次のとおりとする。

本会の会員の年会費（但し、ジュニア会員及び大学生は半額とする。）　　２，０００円

（１）一般会員とは、本会の会員の年会費及び本会が取りまとめる日本ペタンク・ブール連盟の年会費等を納めたものをいう。

日本ペタンク・ブール連盟の入会金及び年会費等は、日本ペタンク・ブール連盟が定める入会及び会費等に関する規程による。

(参考)

日本ペタンク・ブール連盟の入会金（初年度）　　１，０００円

日本ペタンク・ブール連盟の年会費（賛助会員）　２，０００円

小中高生及び学生並びに障害者　　１，０００円

（２）ジュニア会員とは、４月１日において満１９歳未満のもので本会の会員の年会費を納めたものをいう。

（３）県友会員とは、本会の会員の年会費を納めたものをいう。

(障がい者)

第４条　本会の会員の年会費を納めるときにおいて、障害者手帳を持つものにあっては、本会の会員の年会費は半額とする。

(転入会員)

第５条　他の加盟団体に所属し、日本ペタンク・ブール連盟会員として継続できる会員が、県連盟に入会した場合、既会員と同一に扱う。

入会後は、県連盟の会員会費規程を適用する。

(転出会員)

第６条　勤務・転居などの理由で、県連盟（加盟団体）に所属する理由がなくなった会員は、転出する他の加盟団体に紹介し活動が継続できるよう配慮する。ただし、会員規程は、転出先の加盟団体の規程に従うものとする。

(附　則)

この規程は、平成１２年3月２６日から施行する。

(附　則)

この規程は、平成２０年4月２７日から施行する。

(附　則)

この規程は、平成２８年4月２４日から施行する。

(附　則)

この規程は、平成３１年4月２１日から施行し、平成３１年4月１日から適用する。

８８歳以上の県会員への感謝状贈呈規程

１　趣旨

会員相互の親睦を図り、健康等の保持のためペタンクを愛好する愛知県ペタンク連盟会員（以後「県会員」という。）に対し、８８歳を記念し感謝状を贈呈する。

２　対象

その年度に８８歳の誕生日を迎える県会員及び８８歳の誕生日以後に県会員になられた方を対象とする。

３　感謝状

感謝状は、公益社団法人日本ペタンク・ブール連盟が８８歳以上の会員に贈呈する感謝状に準じて作成し、贈呈するものとする。

４　贈呈時期

感謝状の贈呈は、公益社団法人日本ペタンク・ブール連盟が総会後に８８歳以上の会員に感謝状を贈呈する時期に合わせるものとする。

５　その他

この規程に定めのない事項については、理事会において協議するものとする。

附則

この規程は、令和５年３月１８日から施行する。